

## 原子力防災の再点検について

### 1 目的

福島第一原子力発電所事故を契機に構築した原子力防災体制について、原発が再稼働している現状などの事情の変更や訓練を通じて得られた知見から再点検を行い、避難計画の実効性向上に向けた取組を検討する。

### 2 主な再点検項目

No.	分類	事項	現状	取組方針
1	屋内退避	・日常的に医療を必要とする者の早期避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針改正により「屋内退避は3日間は継続」の意識が高まったところ</li> <li>・医療のための外出は可能だが、医療機関の稼働は未知数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3日以上という屋内退避期間に対する不安を解消するため、日常的に医療を必要とする者の早期避難を検討</li> <li>・個別避難計画により実効性確保</li> </ul>
2	屋内退避	・屋内退避期間中の生活備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針改正により「屋内退避は3日間は継続」の意識が高まったところ</li> <li>・3日間の生活用品は主に自助と県市町による公助（備蓄）による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国策に基づく屋内退避への備えは国が行うことを求める</li> </ul>
3	避難	・自家用車避難の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に障害者を想定</li> <li>・自主的に自家用車を活用する者の対応が未定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要避難経路上で、汚染検査受検状況を確認</li> <li>・広い駐車場を活用した中継拠点を具体化</li> <li>・福井県等との広域連携体制の構築</li> </ul>

No.	分類	事項	現状	取組方針
4	避難	・高速道路会社との調整	・広域避難計画策定時に避難経路の情報共有 ・包括連携協定有り ・料金所の開設状況、料金イメージが共有できていない	・福井エリア共通の課題として国とも連携し、運用体制を構築
5	避難	・鉄道の活用	・広域避難計画において、活用を想定 ・輸送のイメージが共有できていない	・訓練を通じて連携体制を確認する ・事業者内での体制構築を求める
6	避難	・台船事業者との連携体制確立	・訓練による協力実績あり ・災害時応援協定無し	・災害時の円滑な協力体制を確保するため協定締結を目指す
7	避難	・バス協会等との協定見直し（線量限度の明記）	・災害時応援協定有り ・被ばく上限の記述なし	・他府県の例を踏まえ、被ばく上限を明記することで、派遣への不安を軽減
8	汚染検査	・ペット除染の調整	・ペットは携行品として汚染検査や除染を行う ・汚染を除去できないペットの対応が未定	・ペット関係機関と連携して、対応イメージを共有する
9	安定ヨウ素剤	・安定ヨウ素剤事前配布	・一時集合場所や学校等に備蓄し、災害時に緊急配布 ・長浜市議会において、事前配布の請願を採択	・他府県の状況を調査 ・合理性の得られる地域（孤立地域等）における分散備蓄等の推進検討

# 原子力防災の再点検について (現状と課題)

令和8年1月15日  
滋賀県防災危機管理局原子力防災室

# 1 日常的に医療を必要とする者の早期避難

## 令和7年10月3日 原子力災害対策指針改定

○屋内退避を継続できるか判断するタイミングの目安

### ○屋内退避から避難への切替えの考え方の明確化

- ・生活の維持が困難と国が判断する場合には、避難への切替えを行う
- ・生活の維持が困難であることの判断は、次のような要素や地方自治体からの意見等を考慮して、国が総合的に判断
  - 食料や飲料水等の物資の供給状況や人的支援の実施状況
  - ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の被害状況

○屋内退避中の一時的な外出

○屋内退避の解除要件 等

- ・屋内退避中の生活を支えるライフルイン管理者や医療機関等民間事業者の活動が、屋内退避中であっても継続されることが重要
- ・事業者の活動継続のためにどのような国や地方自治体の取組が考えられるかは、未解決

参考：P A Z（原発からおおむね5km圏内）の対応

対象者	防護措置
在宅の避難行動要支援者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等（施設敷地緊急事態要避難者等）	施設敷地緊急事態で避難を実施
上記以外の住民	全面緊急事態で避難を実施

## 2 屋内退避期間中に必要な物資の備蓄

### 令和7年10月3日 原子力災害対策指針改定

#### ○屋内退避を継続できるか判断するタイミングの目安

- ・原則として、屋内退避開始3日後以降、継続が可能かを国が日々判断――
- ・屋内退避は、物的な面での生活の維持や精神的なストレス等の観点から、長期にわたって継続することは困難で、いずれかのタイミング以降、継続できるかの判断

#### ○屋内退避から避難への切替えの考え方の明確化

#### ○屋内退避中の一時的な外出

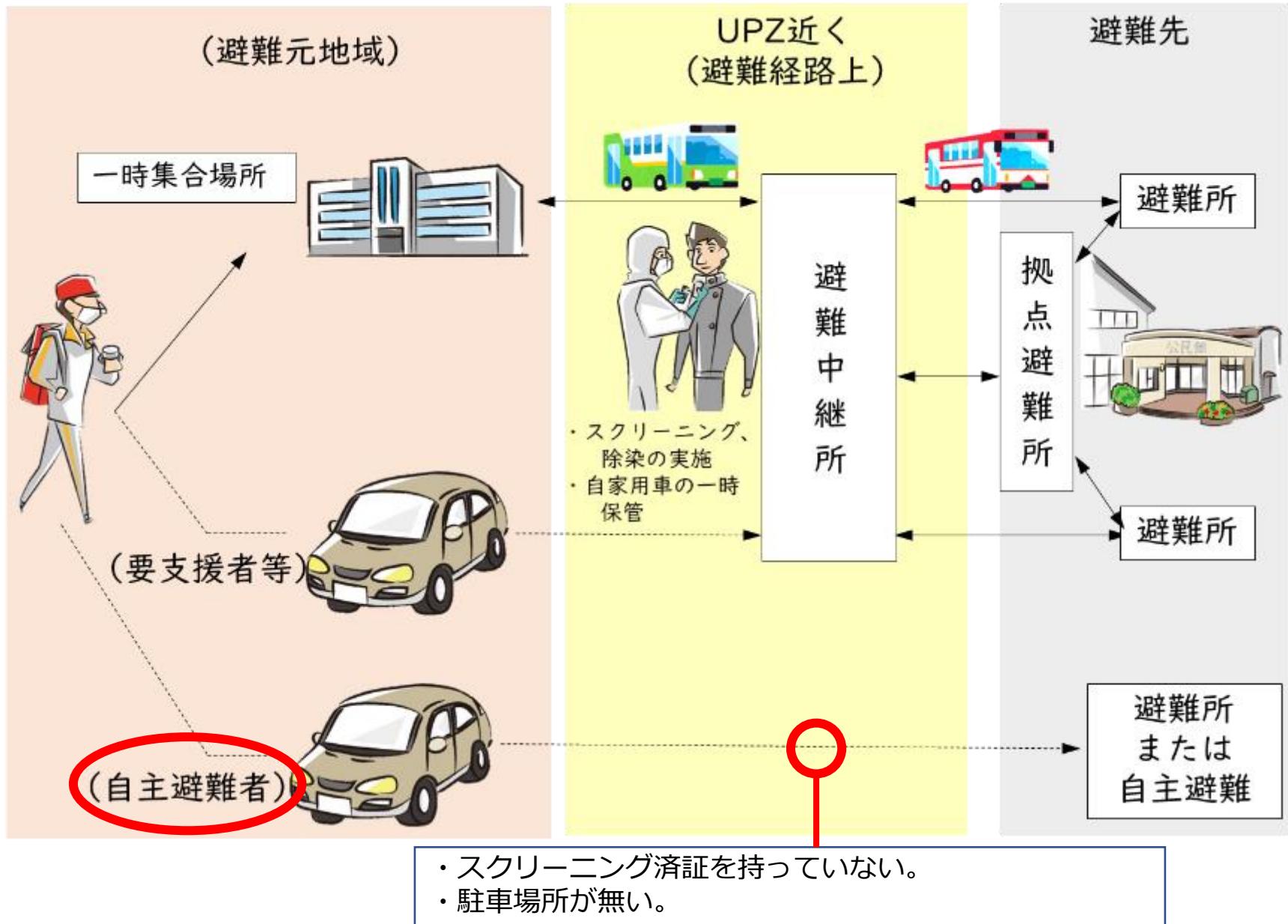
#### ○屋内退避の解除要件 等

- ・屋内退避が4日間以上となる可能性あり
- ・3日目以降の屋内退避は、物資の供給等が前提
- ・地方公共団体等は最低3日間、推奨1週間の備蓄（防災基本計画による努力目標）

・原子力発電所の利用は国策であり、リスク管理に要する費用は国が負担すべき。（一部は原子力発電施設等緊急時安全対策等交付金、監視等交付金等で対応。）

・屋内退避は国の指示に基づく防護措置。

### 3 自家用車避難の調整



## 4 高速道路会社との調整

避難経路（令和7年度住民避難実動訓練）



避難中継所（湖北体育馆）

↓  
国道8号

↓  
長浜IC

↓  
北陸自動車道

↓  
名神高速道路

↓  
八日市IC

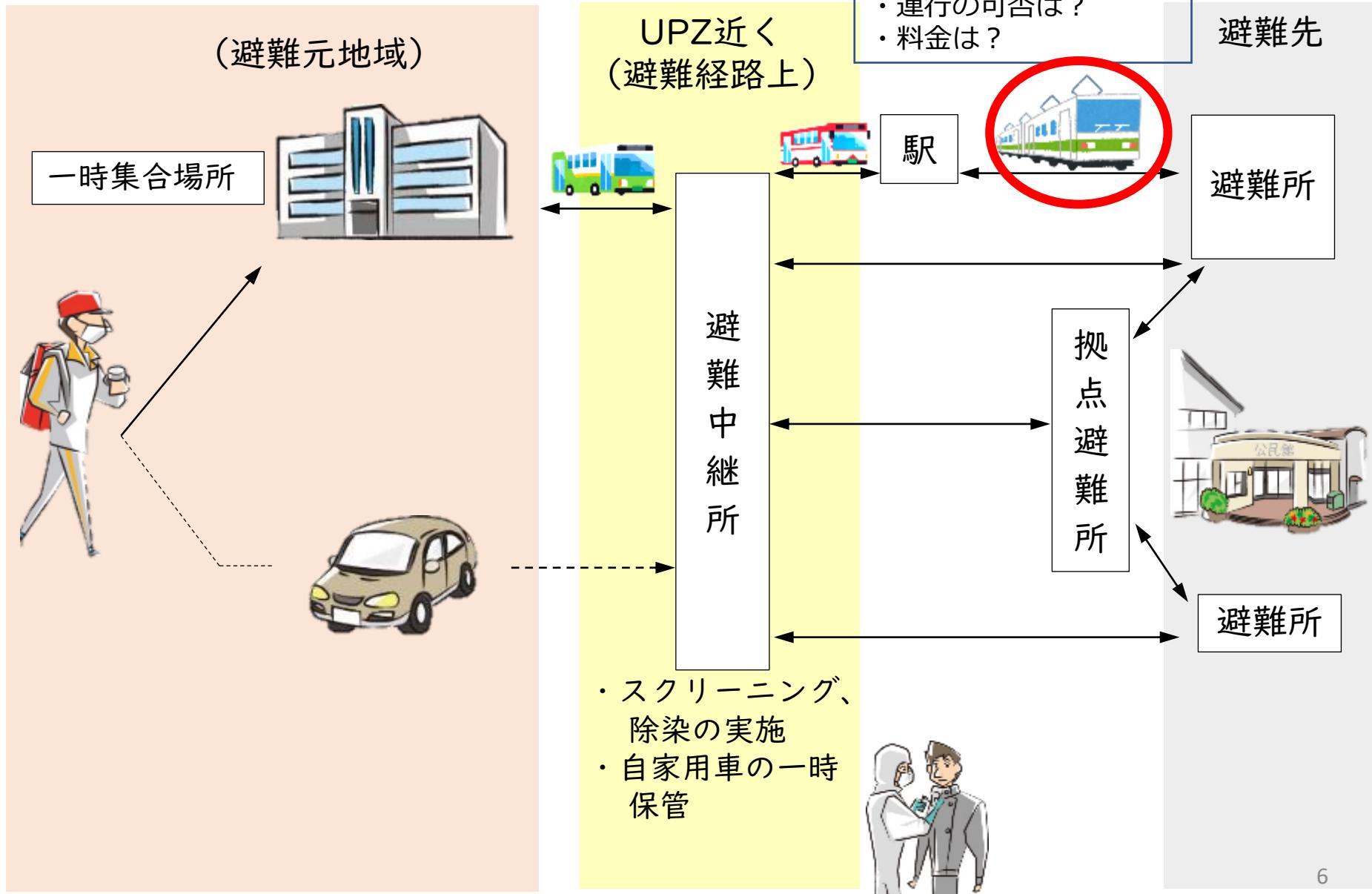
↓  
避難所  
(東近江市立玉園中学校)

スマートトイ  
ンスターは使  
えなかっ  
た？

通行料は？

草津田上料  
金所等ETC専  
用料金所の  
ときは？

## 5 鉄道の活用



## 6 台船事業者との連携体制確立

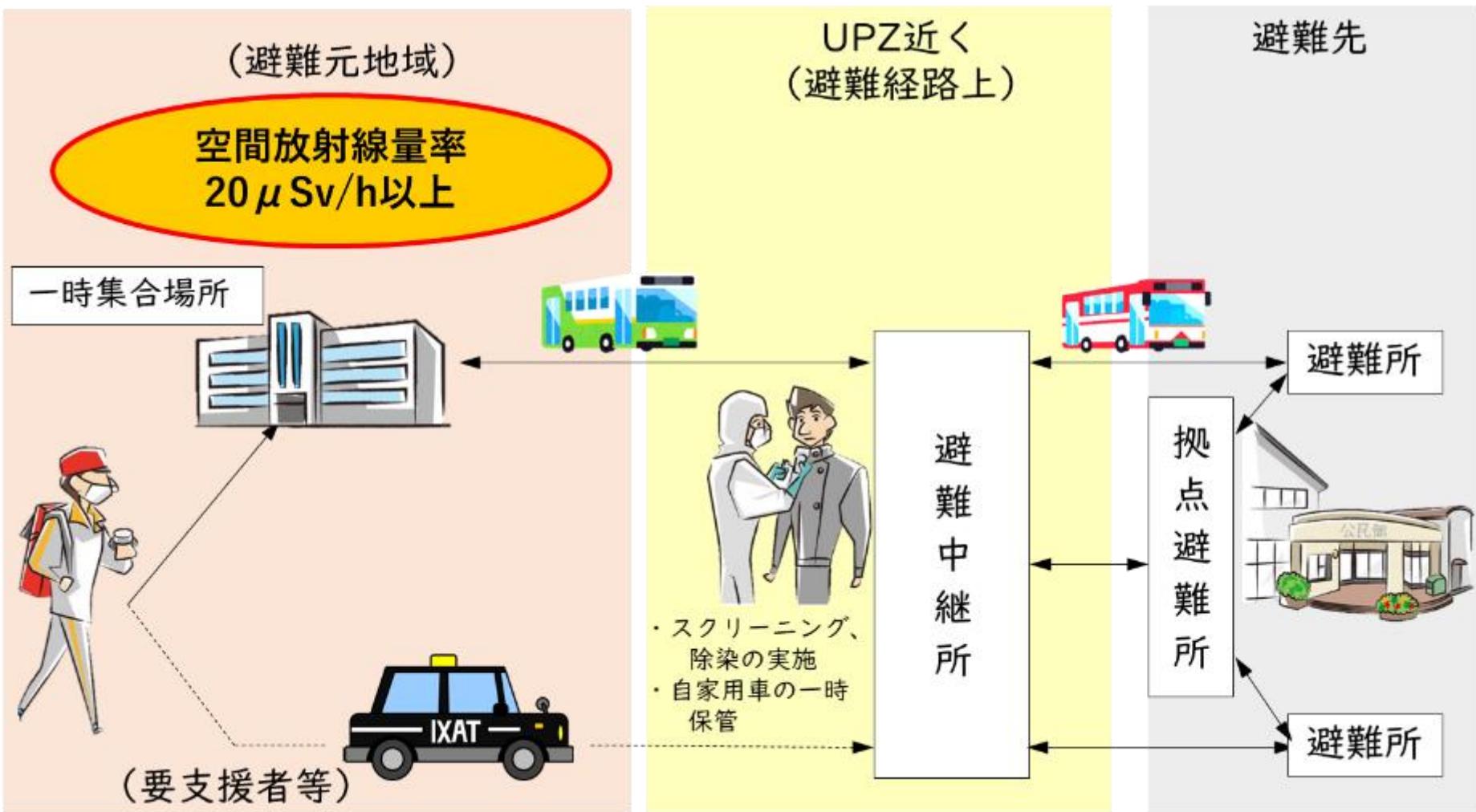


図 令和6年度揚陸施設接岸訓練

(現状)

- ・揚陸施設接岸訓練により、台船を経由して旅客船への乗降が可能であることを確認。
- ・台船事業者との災害時応援協定は無し。

## 7 バス協会等との協定見直し（線量限度の明記）



- 被ばく線量の管理の目安は、(略) 1ミリシーベルトを基本（「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について」内閣府（原子力防災担当））  
(緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で50mSv を上限（県地域防災計画）)

## 8 ペット除染の調整



災害時、ペットとの同行避難を求める声が高まっている

ペットは携行品と同様の取扱いで、汚染検査や除染を行う



汚染を除去できないペットは避難所へ連れていけない

携行品と同様に、避難中継所で預かる必要がある

## 9 安定ヨウ素剤の事前配布

	メリット	デメリット
事前配布	<ul style="list-style-type: none"><li>服用指示後、すみやかな服用が期待できる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>紛失（保管期間最長5年）</li><li>自己判断による誤服用</li><li>住民の異動（転居、出生・加齢等）への対応</li><li>服用指示が届かないおそれ</li><li>無断譲渡</li></ul>
緊急配布 <u>（一時集合場所等で配布）</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>1度に限られる服用のタイミングを管理できる</li><li>更新の管理が容易</li><li>副作用への対応体制あり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>避難時における配布に時間を要する</li><li>災害時に配布されない不安が生じる</li></ul>